

## 豊橋市企業BCP等策定支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市企業BCP等策定支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の目的)

第2条 この補助金は、市内に事業所を有する中小事業者等がBCP又は事業継続力強化計画を策定又は改訂する際に要する経費に対して補助することにより、企業の経営基盤及び防災力を強化し、もって本市産業の活性化及び振興に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小事業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体をいう。
- (2) BCP 災害、事故その他の緊急事態が発生した場合において、企業の重要業務の中断を回避し、又は中断した場合において早期に回復するための手法等を事前に定めた計画をいう。
- (3) 事業継続力強化計画 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する国から認定を受けた計画をいう。

### (補助対象者等)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率等は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- (3) 本市に納付すべき市税を滞納している者
- (4) 申請しようとする年度において補助金の交付を受けた者
- (5) 補助金に関して本市の他の制度に基づく助成金の交付を受け、又は受ける予定がある者
- (6) その他市長が適当でないと認める者

3 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

4 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による交付の申請は、補助金交付申請書(様式第1)によるものとし、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、助言を受けた日(申請しようとする日が複数日ある場合はその最終日)から1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 企業概要書(様式第2)
- (2) 法人にあっては、履歴事項全部証明書の写し
- (3) BCP又は事業継続力強化計画の写し
- (4) BCPの策定又は改訂による補助金の交付申請を行う者にあつては、BCPチェックリスト(様式第2の2)
- (5) 経費の支払等を証明する書類の写し

2 前項の規定による補助金の交付申請は、1年間において一の申請者につき1回を限度とする。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 規則第5条第2項の規定による交付決定通知及び規則第11条の規定による交付額確定通知は、補助金交付決定・確定通知書(様式第3)によるものとする。

(検査等)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(補助金の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。
- (3) その他市長が適当でないとしたとき。

(書類の保存)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る書類を5年間保存しなければならない。

(補助事業の公表)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者の名称、補助事業の内容等の補助事業に関する情報を公開することができるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表(第4条関係)

補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
BCP又は事業継続力強化計画の策定又は改訂に際して専門家の助言を受けた者	BCP又は事業継続力強化計画の策定又は改訂に際して専門家の助言を受けるため、コンサルタント、アドバイザー等に対して支払った費用	2分の1(国、地方公共団体その他公共的団体から別に助成措置を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置の額を控除した額の2分の1)	策定にあつては10万円、改訂にあつては3万円

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に受けた助言から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に受けた助言から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に受けた助言から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に受けた助言から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に受けた助言から適用する。